**３　外国人の人権**

**（１）ヘイトスピーチ問題**

**①　ヘイトスピーチの現状**

2013（平成25年）ころより、東京都の新大久保や大阪府の鶴橋などにおいて、排外主義的主張を標榜する団体による、在日外国人の排斥等を主張するデモ活動が活発化している。当該デモでは、「殺せ、殺せ朝鮮人」、「良い韓国人も悪い韓国人もみんな殺せ」、「ガス室に朝鮮人、韓国人を叩き込め」、「鶴橋大虐殺を実行しますよ」など、明らかに表現の自由を逸脱した人種差別発言が白昼堂々、声高に叫ばれている。

以上の事態を受け、日弁連（2013（平成25）年5月24日）、東弁（同年7月31日）をはじめとする数多くの弁護士会が会長声明を発表し、これらの言動が、在日外国人の個人の尊厳や人格権を侵害するものであり、憲法13条、人種差別撤廃条約、自由権規約に照らしても許されないとした。

また、在日特権を許さない市民の会（在特会）は、2009（平成21）年12月、京都の朝鮮学校の門前で、校内に向けて「朝鮮学校、こんなものぶちこわせ。」「北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ。」等と叫び、朝礼台を放り投げる等の事件を起こした。当該事件については、威力業務妨害罪や名誉毀損罪等で4人が有罪判決を受けるとともに、民事訴訟では、2013（平成25）年10月7日、京都地裁が在特会に対して1200万円余の損害賠償と学校の周辺における街頭宣伝の禁止を命じた。在特会は控訴したが、2014（平成26）年7月8日、大阪高裁は「団体の街宣活動が、社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らか」「人種差別という不条理な行為によって、児童や園児が被った精神的な被害は多大であったと認められる」として控訴を棄却し一審判決を維持し、同判決は同年12月9日に最高裁が在特会による上告を棄却したことにより確定した。

**②　国連からの勧告**

日本におけるヘイトスピーチの蔓延については国連からも厳しい指摘が相次いだ。2014（平成26）年7月23日には国連自由権規約委員会が、同年8月29日は国連人種差別撤廃委員会が、日本における排外主義的デモとヘイトスピーチの蔓延に対して懸念を表明し、日本政府に対して差別を禁止する基本法の制定等、必要な措置を講じるよう勧告したのである。

**③　人種差別撤廃法案を巡る動き**

こうしてヘイトスピーチに対する問題意識が急速に日本社会に広まる中、2015（平成27）年5月7日、日弁連は国に対し、①実態調査、②人種差別禁止基本法の制定、③国内人権機関の設立と個人通報制度の導入を求める意見書を採択した。さらに同月22日には、民主党等より人種差別撤廃法案が参議院法務委員会に提出された。しかし、同年8月時点で190の地方議会が国に法整備を求める意見書を採択したにも関わらず、自民党が慎重の立場を取ったため、同年9月25日に継続審議として国会は閉幕した。

我々は、今後もこの法案の審議について注視していく。

**④　ヘイトスピーチと公共施設の利用許可について**

　また、2015（平成27）年9月8日、東弁は、人種差別行為を行うことを目的とする公共施設の利用申請に対して、条件付許可、利用不許可等の利用制限その他の適切な措置を講ずるべきであるとする意見書を公表した。

すなわち、排外主義を標榜する団体は往々にして公共施設においてその集会を開催しているところ、かかる団体からの施設利用申請に対しては、山形県や大阪府門真市など利用不許可の判断を下した事例もある一方、これで良いのかと逡巡しながら利用を許可している地方公共団体も多いと言われている。

そのような中、同意見書においては「公共施設においてヘイトスピーチなど人種差別行為が行われるおそれが，客観的な事実に照らして具体的に明らかに認められる場合」には、適正手続きを踏むことを前提に、公共施設の利用に一定の制限を課すことも憲法上許容されるとしている。また、意見書の公表と同時に、地方公共団体向けに作成されたパンフレットの配布が開始されている。

かかる規制は表現内容に基づく事前規制であることから、表現の自由に対する過度の侵害にならないよう慎重な対応が必要となるところ、本意見書はかかる観点に十分配慮した上で法律家団体として一つの基準を示すものである。今後、このパンフレットと意見書が活用され、人種差別を社会にまん延させることを目的とする悪質な集会が適切に規制されることが期待されている。

**（２）難民問題**

　日本は、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」に加盟し、以後、難民を保護すべき国際的責務を負っている。

しかし日本の難民認定率は極めて低い。2014（平成26）年度は、5000名の申請者数に対してわずか11名しか認定されず、在留特別許可を得た者を含めた庇護者の総数は121名に留まる。他の先進国が年間万単位の数で受け入れていることと比べて、日本の難民制度は「難民鎖国」と言われるほど閉鎖的であることは自明である。

また、国際社会で大きな問題となっているシリア難民について、安倍首相は2015（平成27）年9月30日、国連総会の演説で、シリア難民支援のために8億1000万ドルを拠出すると発言した一方、その後の記者会見で日本国内へのシリア難民受け入れについて問われると、「人口問題として申し上げれば、我々は移民を受け入れる前に、女性の活躍であり、高齢者の活躍であり、出生率を上げていくにはまだまだ打つべき手があるということでもあります。同時に、この難民の問題においては、日本は日本としての責任を果たしていきたいと考えております。」と述べ、難民を受け入れない姿勢を明らかにした。しかしそもそも難民問題は人道問題であり人口問題ではない。ましてや日本が加入する難民条約上の難民を保護することは、日本の義務である。ところが日本では60名以上のシリア難民が難民認定申請を行っているところ、2015（平成27）年9月末現在、難民条約上の難民として認定されたのはわずか3名である。それ以外に難民認定申請の結果が出た38名には人道的配慮による在留資格が与えられているが、難民認定されないことにより在留期間は1年と短く、日本語教育、就職支援等の公的支援も受けられず生活に困窮しているのが現状である。

我々は、日本政府に対して、国際水準を満たす難民制度の確立に向けた抜本的制度改革を強く求めていく。

**（３）外国人の収容及び被収容者に対する処遇を巡る問題**

　出入国管理及び難民認定法（入管法）は、退去強制事由に該当する全ての外国人を収容するという「全件収容主義」を採用している。収容の根拠となる収容令書、退去強制令書はいずれも司法によるチェックを受けないまま入国管理局の主任審査官により発付される（入管法39条1項、51条）。しかも、退去強制令書による収容には期間制限がない。そのため、外国人の長期収容施設である茨城県牛久市所在の東日本入国管理センターでは、2013（平成25年）中の平均収容期間が144日、2014（平成26）年6月末時点における最長収容期間が5年1か月にも及んでいる（東京弁護士会外国人の権利に関する委員会調べ）。収容から身柄を解放する手段としては、入国者収容所長又は主任審査官の許可による仮放免（入管法54条）という制度があるが、許可の判断には広範な裁量権が与えられており、その許可基準も不明確である。

　収容施設における医療体制の不備も大きな問題である。上記東日本入国管理センターには長年にわたり常勤の医師がおらず、診察を希望しても診察を受けるまでに数週間も待たされる状況である。かかる不十分な医療体制のもと、2014（平成26）年3月28日にイラン国籍の被収容者が、同月30日にはカメルーン国籍の被収容者が、適切な医療措置を受けられずに相次いで死亡するという事件が起こった。同年4月23日、東京弁護士会は当該事件につき会長声明を発表し、真相解明のための第三者機関による徹底的な調査の実施と、かかる調査結果を踏まえた再発防止策の導入を強く求めたが、そのわずか半年後の同年11月22日には、57歳のスリランカ国籍の男性が東京入国管理局収容場内で死亡した。 新聞報道によれば、この男性は当日の朝から激しい胸の痛みを訴えたにもかかわらず、医師の診断を受けられなかったために、午後1時ごろ、収容されていた部屋で意識不明の状態で発見され、搬送された病院で死亡が確認されたとのことである。この件について東弁は同年12月4日、上記4月23日付会長声明と同内容の会長声明を発出した。

　また、ガーナ国籍男性アブバカー・アウドゥ・スラジュ氏が、2010（平成22）年3月22日、強制送還の最中に機内で死亡した事件について、2014（平成26）年3月19日、東京地方裁判所は、スラジュ氏の死亡は入管職員の過剰な制圧行為によるものとして国に対する損害賠償を命じた（2015（平成27）年9月末現在、東京高裁で控訴審係属中）。

　我々は、全件収容主義、及び、被収容者に対する処遇の問題について、今後も改善の取り組みがなされるよう積極的に働きかけていく。

以上